

受付印

記入例

震災等により被災した償却資産の代替償却資産に係る
固定資産税の課税標準の特例適用申告書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

広島市長 あて

申告日を記入してください。

震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」といいます。）により滅失し、又は損壊した償却資産の代替償却資産について、地方税法第349条の3の4の規定する課税標準の特例の適用を受けたいので、「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて次のとおり申告します。

1 被災日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

2 申告者情報

住所又は所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話（ 082 ）○○○-□□□□											
氏名又は名称	市 税 太 郎											
個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
被災償却資産の 所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併法人又は分割承継法人											

3 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替 償却資産	市税 太郎	広島市中区国泰寺町一丁目○ ○番△△号	広島市中区国泰寺町一丁目○ ○○番地△△△
被災 償却資産	市税 花子	広島市中区国泰寺町一丁目○ ○番△△号	広島市中区国泰寺町一丁目○ ○○番地△△△

※1 「代替償却資産」とは、震災等により滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産又は損壊した償却資産を改良した場合における当該改良された償却資産をいいます。

※2 特例の適用要件、添付書類等については、裏面を御覧ください。

4 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額（円）		
構築物	5		200	100
機械及び装置	5		198	000
船舶				
航空機	3	400	444	000
車両及び運搬具				
工具、器具及び備品	20	1	980	000
合計	33	402	822	100

公簿等の 関係課への照会	特例の要件を満たしているか確認するため、担当課が各業務担当課へ照会することについて、 <input checked="" type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
-----------------	---

◎ 特例の内容と適用要件

- 1 特例の対象者
 - ① 被災償却資産の所有者（被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
 - ② ①の所有者が個人である場合におけるその相続人
 - ③ ①の所有者が法人の場合
 - ア 当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - イ 当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人
- 2 被災償却資産の要件
 - ① 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産
 - ② 震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域に所在していた償却資産
- 3 代替償却資産の要件

被災償却資産に代わるものと市長が認める償却資産又は被災償却資産を改良した場合における当該改良された償却資産
- 4 代替償却資産を取得した期間

震災等が発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日まで
- 5 特例の内容

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、代替償却資産に係る課税標準額を2分の1に軽減します。

◎ 添付書類

- 1 番号及び身元確認に必要な書類

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出される際は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、次の書類を提示（郵送で提出される際は写しを添付）してください。

区 分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカード をお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカード をお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード*、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り、）などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その固定資産税課償却資産係にお問い合わせください。

- 2 被災償却資産が震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
（例：被災償却資産の所在地の市町村長が発行する被災証明書）
 - 3 被災償却資産が存したことを証する書類
（例：被災償却資産の固定資産課税台帳登録事項証明書（被災償却資産が共有物である場合には、共有持分を証する書類も必要となります。））
※ なお、被災償却資産について、本市に償却資産の所有者として申告しており、固定資産課税台帳に登録されている場合は提出不要です。
 - 4 代替償却資産の詳細を明らかにする書類（例：代替償却資産対照表）
 - 5 特例の適用を受けようとする者が以下に該当する場合には、上記1、2及び4に加えてそれぞれ以下の書類が必要となります。
 - ① 償却資産に係る売買が行われ、売主が当該償却資産の所有権を留保している場合、当該償却資産の買主被災償却資産に係る売買契約書
 - ② 被災償却資産の所有者の相続人
相続人であることを証する書類（例：戸籍謄本）
 - ③ 被災償却資産の所有者の法人を当事者とする合併法人又は分割承継法人
合併法人又は分割承継法人であることを証する書類（例：商業登記簿謄本）
- ※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

◎ その他

必要に応じて被災償却資産の存した市町村に問い合わせをさせていただく場合があります。